

福岡県公報

平成二十五年四月二十六日
第三千四百九十一号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) …………… 一

人事委員会

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年四月二十六日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則(平成元年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験

行政職給料表の職務の級二級及び三級の職

を

福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験

行政職給料表の職務の級一級の職のうち大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職並びに二級及び三級の職

に改める。

別表第三中

福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験

当該年度の初日の前日における年齢が二十九歳以上三十五歳未満の者であつて、当該年度の六月末日において、民間企業等における職務経験を五年以上有する者

を

福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験

当該年度の初日の前日における年齢が五十九歳未満の者であつて、当該年度の六月末日において、民間企業等における職務経験を五年以上有する者

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。